

中国における不使用商標の取消制度

Dayup Intellectual Property Co., Ltd. 中国商標代理人 王 小青
早稲田大学非常勤講師 弁理士 森 智香子

もくじ

1. はじめに
 2. 不使用取消の要件及び効果
 - 2-1. 請求人適格
 - 2-2. 登録商標を使用していないこと
 - 2-3. 時期的要件
 - 2-4. 手続的要件
 - 2-5. 効果
 3. 不使用取消に関する手続の流れ及び手続
 - 3-1. 不使用取消に関する手続の流れ
 - 3-2. 不使用取消に関する手続
 4. 使用証明について
 - 4-1. 「使用」の概念
 - 4-2. 請求に係る商品・役務との関係
 - 4-3. 提出資料
 - 4-4. 中国本土以外での使用
 5. 登録商標に変更を加えた場合
 - 5-1. 登録商標の使用と通常認められる場合
 - 5-2. 登録商標の使用と通常認められない場合
 6. 不使用取消により取り消されない場合
-

1. はじめに

不使用商標対策の強化は、日本の知的財産の重点施策の一つである¹。具体的な対策を検討するに際して、各国における不使用商標の取り扱いを知っておくことは非常に有益である。

本稿では、日本と同様、審査主義・登録主義・先願主義を採用する中国の不使用取消の制度について注目してみたい²。

1 「使用されていない商標権が新たな商標選択の幅を狭め、新商品・新サービスの事業展開の制約要因となっていることにかんがみ、不使用商標の削減や商標の円滑な取得のための方策について2009年度中に調査・研究を行う。」（「知的財産推進計画2009」2009年6月24日 知的財産戦略本部）。

2. 不使用取消に関する要件及び効果

中国商標法44条は「登録商標を使用する者が、次に掲げる何れかの行為をなしたときは、商標局は指定の期間内に状況を是正すること又は当該登録商標の取消を命じる」と規定し、その一つの行為として「継続して3年間使用していない場合」を挙げている³。

日本の場合と同様、継続して登録商標を3年間使用していない場合、何人も登録の取消の請求が可能である（中国商標法44条、中国商標法実施条例39条）⁴。

2-1. 請求人適格

何人も商標局に対し、不使用取消請求をすることが可能である。利害関係の有無は問わない。

2-2. 登録商標を使用していないこと

請求に係る指定商品・指定役務について、登録商標を使用していない場合に、登録が取り消される。証明商標⁵や団体商標も不使用取消の対象となり得る。

なお、登録商標の「使用」は、商標権者の使用の他、使用許諾を受けた者（使用権者）による使用も、「使用」として認められる（登録された使用権者によるものであることは要求されない）。

2-3. 時期的要件

登録後3年経過するまでは、不使用取消請求をすることはできない。

継続して3年以上不使用とは、取消審判請求日を基準に計算される。

例：不使用取消請求が2010年1月10日になされた場合、2007年1月10日から2010年1月9日の間における使用を立証する必要がある。

2-4. 手続的要件

不使用取消請求に必要な書類を商標局に提出する必要がある。なお、使用の立証責任は商標権者にあるが、実務において、商標局は不使用であるということの簡単な説明を請求人に記載することを求める。

手続に関する詳細については、「3. 不使用取消に関する手続の流れ及び手続」において説明する。

2-5. 効果

不使用取消請求が認められると商標登録が取り消される。なお、複数の商品・役務を指定して

2 本稿の執筆に際して、特許業務法人朝日特許事務所の大塚千秋弁理士にご協力頂いた。この場を借りて御礼申し上げたい。

3 工商行政管理局は、3年間の登録商標を使用していない場合に是正を命じる場合がある（中国商標法44条）。本稿では、紙面の都合上、不使用取消の制度に特化して説明する。

4 不使用商標の取消制度の趣旨は、他者の商標選択の余地を狭めるのを防止するというものである。日本の不使用取消審判の制度趣旨と余り変わらない。

5 「ある商品又は役務に対して監督能力を有する組織に制御され、かつ、当該組織以外の単位又は個人がその商品又は役務に使用する場合、当該商品又はサービスの原産地、原料、製造方法、品質又はその他の特徴を証明するための標識」を指す（中国商標法3条）。なお、日本には証明商標の登録制度は存在しない。

いる場合、一部の商品・役務との関係で不使用取消請求をすることも可能である。

3. 不使用取消に関する手続の流れ及び手続

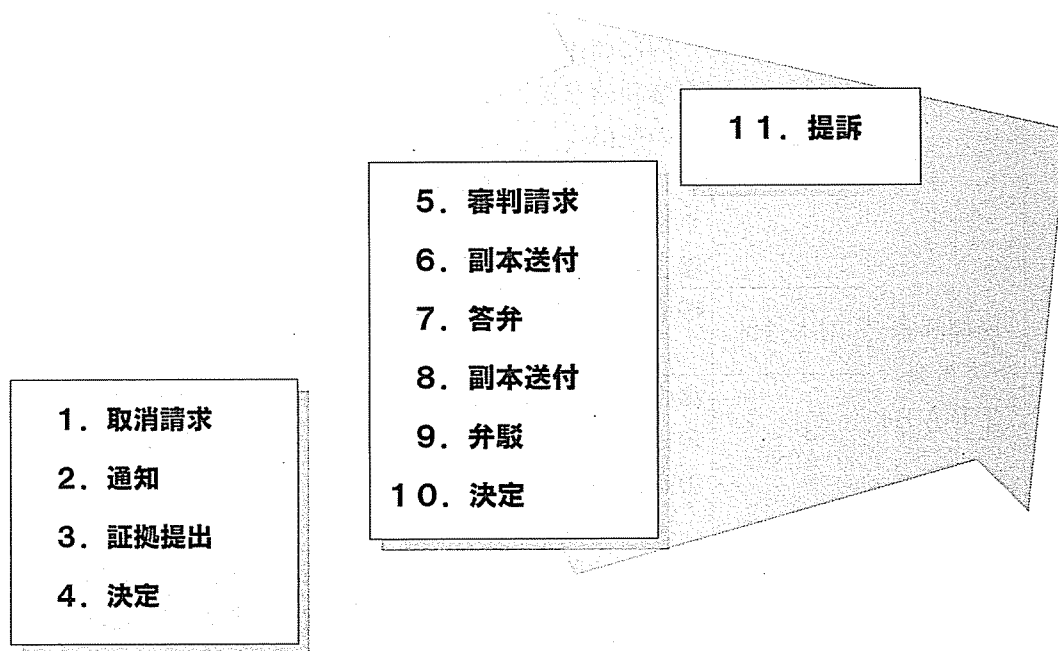
不使用取消請求がなされると、商標局で審査される。商標局の判断に不服がある場合には、当事者は、商標評審委員会に対し、審判を請求することが可能である。商標局では一名の審査官が判断し、商標評審委員会では原則として3名又はそれ以上の奇数の合議体が判断する。商標評審委員会の決定に不服がある場合には、人民法院⁶（第一審は北京第一中級人民法院、第二審は北京高等人民法院⁷）に不服申し立てが可能である。

3-1. 不使用取消に関する手続の流れ

次の図は、不使用取消に関する手続の流れを示す。図中の1～4は、商標局における手続、5～10は、商標評審委員会における手続、11は人民法院での手続である。

3-2. 不使用取消に関する手続

3-1. の1～11のそれぞれの手続について、重要な点を表にまとめた。日本の企業又は個人が手続をする場合には、中国の代理人により手続を行う必要がある。



6 日本でいう裁判所のこと。

7 日本の場合と異なり二審制が採用されている。

図中の 番号	関連機関	手続	説 明
1	商標局 (TMO)	取消請求	●不使用取消請求書の提出（必要な場合、委任状の提出）。 ●官庁手数料：RMB1000。 *日本円で約13,000円。1元を13円で換算。
2		通知	●商標局は、商標権者に通知。 ●商標局は、通知の受領日から2ヶ月以内に、取消請求書提出前に商標を使用していた証拠資料又は不使用についての正当な理由の説明を提出するよう要求。
3		証拠提出	●商標権者は、通知受領日から2ヶ月以内に登録商標の取消請求が提出される前における商標使用の証拠資料又は不使用に関する正当な理由を記載した書面を提出。
4		決定	●商標局は、取り消すか否かの決定を下す。期間内に使用の証拠資料を提出せず又は証明が無効であり、かつ不使用の正当な理由がない場合は、商標局はその商標登録を取り消す。 ●取り消された登録商標は、商標局により公告。 ●登録商標の排他権は、商標局により取消決定が下された日より失効。
5	商標評審 委員会 (TRAB)	審判請求	●当事者は、決定に不服がある場合、通知受領日から15日以内に商標審判委員会に審判請求が可能。 ●審判請求書、商標局の決定書の提出（必要な場合、委任状の提出）。 ●官庁手数料：RMB1500。 *日本円で約19,500円。1元を13円で換算。 ●審判請求書提出日から3ヶ月以内に関連資料を補充可能。
6		副本送付	●商標評審委員会は審判請求書の副本を相手方当事者に送付。
7		答弁	●副本受領日から30日以内に答弁書の提出が必要。 ●提出から3ヶ月以内に関連資料を補充可能。 ●商標評審委員会が必要と認める場合、口頭審理が開かれる場合もある。
8		副本送付	●商標評審委員会は、答弁書の副本を相手方当事者に送付。
9		弁駁	●審判請求人は、答弁書の副本受領日から30日以内に弁駁書の提出が可能。
10		決定	●商標評審委員会において決定。 ●決定前に、請求人は審判請求を取り下げることが可能。
11	人民法院	提訴	●決定に不服がある場合、通知受領日から30日以内に北京第一中級人民法院に提訴可能。 ●北京第一中級人民法院の裁定に不服がある場合、北京高等人民法院に提訴可能。

4. 使用証明について

使用証明をどのように行う必要があるのかという点は、不使用取消に関する実務で非常に重要である。

4-1. 「使用」の概念

中国商標法において、商標を「使用」とは、商標が商品、商品の包装又は容器及び商品の取引文書に用いられること、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動において商標が用いられることをいう（中国商標法実施条例3条）。

従って、商品、パッケージ、包装、ラベル、小冊子、パンフレット、価格表、取引書類（販売契約書、請求書、領収書など）等における商標の使用は、通常、有効な証拠として認められる。また、テレビ放送や刊行物をはじめとするメディアでの使用、展示会でのパンフレットでの使用なども、登録商標の使用と認められる。

なお、先に述べたとおり、ライセンス許諾を受けた者（登録の有無を問わない）による使用であっても構わない。

4-2. 請求に係る商品・役務との関係

商標局においては、複数の商品・役務について不使用取消請求がなされた場合、一の商品・役務との関係において使用を証明すれば、登録は取り消されない。

一方、商標審査委員会においては、類似群単位で判断され、複数の商品・役務について不使用取消審判請求がなされた場合、一の商品・役務との関係で使用を証明したとしても、他の商品・役務について登録が取り消される可能性がある。

4-3. 証拠資料

中国商標局に提出できる証拠資料は、原本か認証された原本の写しに限られる。また、証拠は商業的な使用に関するものである必要がある。なお、一の証拠の提出だけでは、不十分な場合がある。例えば、商品のカタログ、パンフレットなどに日付がない場合、これらは有効な証拠として認められない。複数の証拠を提出する場合、証拠間の関係性を明確にする必要がある⁸。

4-4. 中国本土以外での使用

登録の取り消しを免れる為には、中国本土で使用している必要がある。従って、仮に中国以外の国で使用していたとしても、中国本土で使用していなければ、登録は取り消される。

香港やマカオは、それぞれ中国本土とは異なる商標登録制度を有する。香港やマカオのみにおける使用では、通常、中国本土における使用とは認められない。

8 興味深い事例として、「康王」の事件がある（(2006)一中行初字第1052号、(2007)高行終字第78号、(2007)行監字第184-1号）。中国において、化粧品を製造する場合、衛生に関する許可証が必要となるところ、製造者が衛生許可証を有していなかった。これにより、化粧品やその包装に商標が用いられたとしても、有効な使用と認められないと判断した（参考：企業知識産権保護網 <http://www.gdplaw.cn/point3/point3-17.htm>）。

5. 登録商標に変更を加えた場合

不使用取消を免れる為には、登録商標の使用をしている必要がある。ただし、軽微な変更をして使用している場合、登録商標の使用と認められるケースがある。登録商標の使用と認められるかどうかは、各事案によるが、以下一般的な傾向を説明する（変更使用を勧めるわけではない点ご留意頂きたい）。

5-1. 登録商標の使用と通常認められる場合

一般的には、横書き・縦書きの変更使用は、登録商標の使用をしていると認められる。また、文字書体のみの変更も、登録商標の使用と認められる可能性が高い。さらに、白黒の登録商標に色彩を付して使用した場合、登録商標の使用と通常認められる。

5-2. 登録商標の使用と通常認められない場合

一般的には、文字と図形からなる商標について登録がなされている場合の文字部分のみでの使用、漢字の商標について登録がなされている場合に対応する英文字のみでの使用は、登録商標の使用と認められない。

また、色彩のある商標について登録がなされている場合に、白黒で使用することは、通常、登録商標の使用とは認められない。

さらに、登録商標に他の文字を付加した使用は、付加した文字が識別性を欠くことが明白な文字（サイズ、数量など）でない限り、通常、登録商標の使用とは認められない。

6. 不使用取消により取り消されない場合

登録商標を使用していない場合であっても、不使用につき正当理由がある場合には取り消されない。自然災害や破産手続中である場合、政府の政策で使用が妨げられた場合などが挙げられる。

【研究論考】

- ・訂正と特許侵害訴訟に関する諸問題（三宅坂総合法律事務所 弁護士 高橋 淳）
- ・中国意匠（原著者：中華人民共和国弁護士・特許弁理士 王 勇、監修者：日本国弁理士（特定侵害訴訟代理業務付記）友野 英三）
- ・中国における不使用商標の取消制度
（Dayup Intellectual Property Co., Ltd.中国商標代理人 王 小青、早稲田大学非常勤講師 弁理士 森 智香子）
- ・改正中国専利法にみる生物多様性関連条項と産業界への影響（CBD-ABS研究会 森岡 一）
- ・職務発明制度の考え方と対応（大昭和精機株式会社 知的財産管理課 課長 一級知的財産管理技能士（特許） 川下 英盛）
- ・湾岸協力理事会諸国の知的財産権制度をめぐる状況（特許庁総務部国際課 課長補佐 大熊 靖夫）

【連載】

- ・新判決例研究（第130回） 十二単の招福巻事件 —「招福巻」の自他識別性等—（弁理士 川瀬 幹夫）
- ・新判決例研究（第131回） 特許法第36条第6項第1号の規定の趣旨（弁護士 村林 隆一）
- ・米国特許判例紹介（第34回） 寄与侵害の適用要件
～侵害誘発に対する主体的要件とマーキングトロールの出現～（弁理士 河野 英仁）
- ・中国特許審決取消訴訟判例紹介（第33回） 「8の字型弾性片」事件（大野総合法律事務所 弁理士 加藤 真司）
- ・知的財産法エキスパートへの道（第19回） 営業秘密の法的保護（2）
不正競争防止法の刑事罰規定の変遷について（竹田総合法律事務所 弁護士 木村 耕太郎）
- ・商標法の解説と裁判例（19）（創英国際特許法律事務所 弁理士 工藤 莞司）
- ・ライセンス契約 法律相談Q&A（第2回）（大阪弁護士会 知的財産委員会 委員 弁護士 深坂 俊司）

【連載小説】

- ・見えない世界（第3回）（カワウチキヨタカ）

【リレー マンスリーニュース】

- ・ミュンヘン便り（GIPグループミュンヘンオフィス 弁理士 稲積 朋子）

【ワシントンDC通信】

- ・Earth Day（米国パテントエージェント（リミテッドレコグニション）菅原 淑子）

【知財あら・カルト】

- ・昭和戦前の権利範囲確認審判（上） —知財裁判の一断面—（弁護士 田倉 整）